

USPTO、ソフトウェア特許の明確性向上プログラムの試行を開始

2014年3月27日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁(USPTO)は3月26日、「Glossary Pilot Program」と呼ばれるソフトウェア特許の権利範囲の明確性を向上させるための試行プログラムの開始を発表した¹。

この試行プログラムは、昨年6月4日に出された大統領指令²の「行政府における対応」の第2項目目に対応するものであり、リー副長官はプレスリリース³において「権利範囲が明確に定義されることは、高コストの無用の訴訟を避けることができる。」と述べている。

対象となる技術分野は、ソフトウェア関連、ビジネス方法関連。出願人は、明細書中に用語定義のセクションを設け、定義を記載したうえで、嘆願書(Petition)を提出する。当該出願が所定の様式・要件を満たし、TC2100、TC2400、TC2600、TC3600(ビジネス方法のみ)⁴に分類された場合、スペシャルドケットとして扱われ、早期のファーストアクションが得られる⁵。

また、仮出願や再発行出願、意匠特許、植物特許等は対象外⁶とされ、独立クレームは4つまで、総クレーム数も30までに制限されている。

この試行プログラムは6月2日から開始され、6ヶ月か200件のいずれか最初に到達するまでとされているが、試行の延長もあり得るとされている。

(了)

¹ 官報 (3月27日付)。発表自体は3月26日付[プレスリリース](#)にて行われている。

² 2013年6月5日付米国発特許ニュース：[オバマ政権、パテントトロール対策を打ち出す](#) (PDF) 参照。

³ [プレスリリース](#)

⁴ TC2100:computer architecture, software and information security
TC2400:computer networks, multiplex communication, video distribution, and security

TC2600:communications

TC3600:business methods area only

⁵ FA後は通常の場合と同様に扱われる。

⁶ 一部継続出願は条件を満たした場合は可能。